

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 根釧ブロック公共用水域等の水質測定委託業務
- 2 契 約 期 間 令和6年（2024年）4月 日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 業 務 委 託 料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 契 約 保 証 金 免 除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和6年（2024年）4月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道
北海道知事 鈴木 直道

住 所
受託者 氏 名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務処理計画書の提出)

第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

(業務担当員)

第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第9条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

(調査等)

第10条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第10条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(完了検査等)

第11条 受託者は、要領に基づき、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 成果品の引渡しは、第2項による委託者の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 受託者は、すべての成果品の引渡しが完了したときは、委託者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払うものとする。

3 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(前金払)

第13条 受託者は、業務委託料の額の10分の3に相当する額の範囲内で業務委託料の前金払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。
- 3 委託業務の内容の変更その他の理由により著しく業務委託料を増額した場合において、受託者は、その増額後の業務委託料の額の10分の3に相当する額から前金払を控除して得た額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 委託業務の内容の変更その他の理由により業務委託料を減額した場合において、前払金額が減額後の業務委託料の額の10分の4に相当する額を超えるときは、受託者は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定めるものとする。
- 5 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を受託者に請求することができる。

(前払金の使用)

第14条 受託者は、前条の規定により支払を受けた前払金を委託業務の処理に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(契約不適合責任)

第15条 委託者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞)

第16条 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、委託期間の業務満了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、業務委託料の額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 3 委託者は、その責めに帰すべき理由により第12条第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 4 委託者が、その責めに帰すべき理由により第11条第2項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第12条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

（秘密の保持）

第17条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。
- 3 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託者の任意解除権）

第18条 委託者は、委託業務が完了するまでの間は、次条から第21条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（委託者の催告による解除権）

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 委託期間内に委託業務の処理が完了しないとき又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第23条又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第21条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第28条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第 28 条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 2 条の 2 第 13 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第 22 条 第 19 条各号又は第 20 条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第 19 条又は第 20 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 23 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した

時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第24条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは30日）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第26条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

2 第18条第1項、第23条又は第24条の規定による契約の解除があった場合において、第13条の規定に基づく前払金があるときは、第18条第2項又は第30条の規定に基づき賠償すべき額と前払金額とを差引精算するものとし、前払金に残額があるときは、受託者は、その残額を委託者の指定する期限までに返還しなければならない。

3 第19条、第20条、第21条又は次条第2項の規定による契約の解除があった場合において、第13条の規定に基づく前払金があるときは、受託者は、前払金に利息を付して委託者の指定する期限までに返還しなければならない。この場合において、利息の額は、当該前払金について、その支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

(委託者の損害賠償請求等)

第27条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 第1項の場合（第20条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第28条 受託者は、この契約に関して、第21条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第29条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第30条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第31条 委託者は、引き渡された成果品に関し、第11条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品の契約不適合が要領の記載内容又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（相殺）

第32条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第33条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

委託業務処理要領

この要領は、委託者が受託者に委託する根釧ブロック公共用水域等の水質測定委託業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

第1 公共用水域（河川・湖沼・海域）

1 水質測定

（1）測定水域等

採水及び測定を実施する水域は、別表1-1「公共用水域水質測定計画表」（以下「表1-1」という。）のとおりとする。

（2）測定項目

表1-1のとおりとする。

（3）測定方法及び数値取扱方法

測定方法及び数値取扱方法は、別表1-2「測定方法及び数値取扱方法」及び「北海道公共用水域水質測定結果報告要領」（以下「報告要領」という。）のとおりとする。

（4）測定地点

測定に係る地点、採水層及び採水位置は、次のとおりとする。

ア 測定地点

表1-1のとおりとする。

イ 採水層及び採水位置

（ア）河川

表1-1の採取位置とし、流心部の表層を原則とする。

なお、表1-1中の採取水深0mとは、水面から原則として水深の2割程度の深さをいう。

（イ）湖沼・海域

表1-1の採取水深とする。

なお、表1-1中の採取位置0mとは、湖沼においては表層、海域については海面下0.5mの深さをいう。

また、採取水深がA mの場合は、A m～A + 1 mの範囲の水深で採取するものとする。

（5）測定時期

ア 測定は、原則として水域及び地点に応じ、表1-1に示す月に実施するものとする。

イ 採水は、比較的晴天が続き、水質が安定している日を選んで行うものとする。

なお、海域の採水については、原則として大潮期の風や雨の影響の少ない日を選んで行うものとする。

ウ 1つの地点に係る採水は、原則として、2週間以上間隔を空けるものとする。

（6）水質分析の着手

採水から24時間以内に分析に着手するものとする。ただし、大腸菌数の分析については採水から12時間以内の着手とする。

2 水質測定実施計画書の提出

- (1) 受託者は、年間の水質測定の実施計画を報告要領で定める別紙様式1-1により4月15日までに委託者に提出するものとする。
- (2) 受託者は、翌月の水質測定の実施計画を別紙様式1-2により毎月25日までに委託者に提出するものとする（4月分については、契約締結後速やかに提出するものとする。）。
なお、天候等の理由により計画を変更する場合、速やかに連絡するものとする。

3 水質測定結果の報告

- (1) 受託者は、測定結果を測定実施月の翌月15日（3月分は3月末日）までに入力票別紙様式1、入力票別紙様式2、採水野帳及び報告要領で定める分析データの算出根拠をCD-Rで委託者に提出するものとする。

また、受託者は、分析の結果、生活環境項目（BOD及びCOD）及び健康項目について、環境基準値（「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表1及び別表2）を超過した場合は、速やかに、入力票別紙様式3により業務担当員にメール等で報告するものとする。

なお、総水銀とアルキル水銀を同時に測定しない地点において総水銀が検出された場合は、速やかに業務担当員に電話で連絡すること。

- (2) 基本項目及び生活環境項目の全てが確定されない場合、その他の項目が確定しても、当該地点の測定結果としては認めない。
- (3) 受託者は、水質測定を試料採取の際に、報告要領で定める写真を5枚/箇所以上の撮影し、入力票別紙様式2に撮影年月日及び採水地点名等を記載するものとする。
- (4) 受託者がCD-Rにより提出する書類等については、原則としてJustSystems 一太郎又はMicrosoft Word、Microsoft Excelにより作成したものとする。

なお、分析データの算出根拠及び写真など、ワープロソフト又は表計算ソフトにより難しい書類等については、PDF、JPEG、ビットマップ形式により作成したものとする。

- (5) 委託契約書第11条第1項に基づき、受託者が提出する実績報告書及び成果品は、次のとおりとする。

ア 実績報告書には、分析結果に係る濃度計量証明書1部を添付すること。

イ 成果品は、入力票別紙様式1、入力票別紙様式2（写真添付）、採水野帳及び分析データの算出根拠資料を記録したCD-R（1枚）とする。

4 委託業務の再委託

ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、要監視項目、特殊項目、特定項目、その他項目の分析業務に限り、別紙1により第三者に委任することができる。

第2 地下水

1 水質測定

- (1) 概況調査

ア 測定地点

採水及び測定する地点（井戸）は、別表２－１「地下水の水質測定計画」（以下「表２－１」という。）のとおりとする。

イ 測定項目

表２－１のとおりとする。

ウ 測定方法及び数値取扱方法

測定方法及び数値取扱方法は、別表２－２「測定方法及び数値の取扱方法」とおりとする。

エ 採水箇所

採水は、表２－１の井戸取水口からとし、原則、滅菌等の処理がされていない箇所で行うものとする。

オ 測定時期

採水は、原則として、表２－１に示す測定期間内に実施するものとするが、井戸所有者の都合等で当該期間内に実施することができなかった場合は、測定期間終了月の翌月（以下「予備採水月」という。）に実施できるものとする。

なお、予備採水月にも実施できなかった場合は、委託者受託者協議の上、測定時期を予備採月以降に変更することができる。

カ 水質分析の着手

採水から24時間以内に分析に着手するものとする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

ア 測定地点

概況調査等で環境基準を超過する汚染が発見された場合、汚染範囲を確認するため、周辺の井戸の設置状況を踏まえ、受託者と協議の上、実施する。

イ 測定項目

基本項目及び環境基準を超過した項目。

なお、揮発性有機塩素化合物が超過した場合は、その分解生成物も併せて測定する。

また、総水銀が超過した場合は、アルキル水銀も併せて測定する。

ウ 測定方法及び数値取扱方法

(1)のウと同様

エ 採水箇所

(1)のエと同様

オ 測定時期

環境基準超過判明後、速やかに1回目を実施するとともに、約6ヶ月後に2回目の測定を実施する。

カ 水質分析の着手

(1)のカと同様

(3) 継続監視調査

ア 測定地点

表２－１のとおりとする。

イ 測定項目

表 2-1 のとおりとする。

ウ 測定方法及び数値取扱方法

(1) のウと同様

エ 採水箇所

(1) のエと同様

オ 測定時期

(ア) 採水は、原則として、表 2-1 に示す測定期間内に実施するものとするが、井戸所有者の都合等で当該期間内に実施することができなかつた場合は、予備採水月に実施できるものとする。

なお、予備採水月にも実施できなかつた場合は、委託者受託者協議の上、測定時期を予備採月以降に変更することができる。

(イ) 年 2 回測定する地点において、1 回目の採水を予備採水月に実施した場合、2 回目の採水は、原則として、予備採水月から 1 ヶ月以上の間隔を空けて実施するものとする。

カ 水質分析の着手

(1) のカと同様

2 水質測定実施計画書の提出

(1) 受託者は、年間の水質測定の実施計画を別紙様式 2-1 により 4 月 24 日までに委託者に提出するものとする。

(2) 受託者は、予備採水月の 3 日までに採水結果（実施の有無）及び未実施の場合は当月採水予定並びに次回実施計画（年 2 回測定井戸に限る）を別紙様式 2-2 により委託者に報告するものとする。

3 水質測定結果の報告

(1) 受託者は、測定結果を測定期間終了月の翌々月 15 日までに別紙様式 2-3、別紙様式 2-4 及び分析データの算出根拠を CD-R で提出するものとする。

また、受託者は、分析の結果、環境基準項目について、環境基準値（「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号別表））を超過した場合は、速やかに、別紙様式 2-5 により業務担当員にメール等で報告するものとする。

なお、概況調査において、総水銀が検出された場合は、速やかに業務担当員に電話で連絡すること。

(2) 基本項目及び環境基準項目の全てが確定されない場合、その他の項目が確定しても、当該地点の測定結果としては認めない。

(3) 受託者は、水質測定を試料採取の際に、井戸取水口での採水状況が分かる写真を 2 枚以上及び採水地点周辺の状況が分かる写真を 2 枚以上撮影し、別紙様式 2-4 に撮影年月日及び採水地点名等を記載した写真データを添付するものとする。

なお、井戸所有者の意向により、現場での写真撮影が困難な場合は、井戸所有者の署名入りの検体写真を添付すること。

(4) 受託者がCD-Rにより提出する書類等については、原則としてJustSystems 一太郎又はMicrosoft Word、Microsoft Excelにより作成したものとする。

なお、分析データの算出根拠及び写真など、ワープロソフト又は表計算ソフトにより難しい書類等については、PDF、JPEG、ビットマップ形式により作成したものとする。

(5) 委託契約書第11条第1項に基づき、受託者が提出する実績報告書及び成果品は、次のとおりとする。

ア 実績報告書には、分析結果に係る濃度計量証明書1部を添付すること。

イ 成果品は、別紙様式2-3、別紙様式2-4（写真添付）及び分析データの算出根拠資料を記録したCD-R（1枚）とする。

第3 精度管理及び水質分析業務の立会等

1 内部精度管理

受託者は、委託者が別に定める「北海道が委託する公共用水域、地下水の環境測定及び水濁法第22条に基づく立入検査の検水測定に係る測定管理指針」に沿った測定管理を行うこととし、分析室の配置図とともに同指針に基づく「組織に関する文書及び組織の機構図」、「標準作業手順書」、「精度保証管理規定(当該基準を定めた計算書及び根拠試料を含む)」及び「品質保証・品質管理計画書」を委託者に提出するものとする。

2 採水業務の同行及び水質分析業務に立会

委託者は、必要に応じ、受託者の採水業務への同行及び同時採水を行うことができるほか、水質分析に立会できるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

3 標準物質等による精度管理の実施

委託者は、必要に応じ、分析精度の確認等のため、委託者が送付する試料を受託者に分析させることができるものとし、受託者はこれを分析し、その結果を委託者に提出するものとする。
なお、試料の分析に係る費用については、受託者の負担とする。

4 精度管理資料の提出等

委託者は必要に応じて精度管理の実施に関する資料やサンプルの提出を受託者に求めることができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

なお、この資料やサンプル等の提出に係る送料は受託者の負担とする。

第4 その他

1 事業実施に必要な器具、容器等は受託者が用意するものとする。

2 湖沼及び海域において採水業務に使用する船舶等は、受託者が手配するものとする。

3 受託者は、その他業務を行うに当たり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議するものとする。

予め道の書面による承諾を受けた場合、第三者に委任できる業務

次の項目の分析を要する契約について、あらかじめ道の書面による承諾を受けた場合は、当該項目の分析業務を第三者に委任することができる。

1 分析項目

(1) 公共用水域

ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、要監視項目、特殊項目、特定項目、その他項目

2 承諾を得るために必要な書類

(1) 第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の内容、再委託する理由、再委託する相手方の選定理由、再委託する相手方への総合的な管理・指導及び契約の履行を確保できる理由等を記載した書面

(2) 上記(1)の内容を確認できる書類

- ・当該第三者の経営規模（資本金、従業員数等）、業務実績等を示す書類
- ・当該第三者の計量証明事業登録証の写し 等

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務の処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料（電磁的記録であるものを含む。）を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

(提供資料等の返還等)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還し、又は委託者の指示により消去し、若しくは焼却しなければならない。

(事故の報告)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を亡失する等の事故が発生した場合には、遅滞なく委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第8 受託者は、委託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。